

2023年2月17日

### アウトライン

- P&I 戦争危険特別担保の限度額は 2023 年度も引き続き 5 億米ドルとなっています。ただし、12 海里以内の沿岸水域を含むすべてのロシア水域、および決議にて明確に定めるヨーロッパの特定水域を通過および/または寄港する船舶に対しては、8 千万米ドルの上限が設定されています。
- 「生化学兵器等リスク」は引き続き除外条項ですが、乗組員に関する船主責任及び訴訟関係費用については、3 千万米ドルを限度額として引続き追加の特別担保が可能です。
- これら担保のある部分は、2015 年再承認法(TRIPRA)および 2019 年再承認法により改正された 2002 年米国テロリズム危険保険法の要件に従っています。
- この決定は UK P&I クラブおよび EEA におけるすべての保険リスクを引受けている UKNV を含む子会社によって合意されています。

## P&I 戦争危険特別担保、生化学兵器等追加担保及び 2019 年再承認法により改正された 2002 年米国テロリズム危険保険法

### P&I 戦争危険特別担保

2023 年 2 月 6 日の理事会において、保険約款第 5 条 E 項ただし書に従いメンバーに提供している P&I 戦争危険特別担保の枠組みにつき検討が行なわれ、2023 年 2 月 6 日付理事会決議文“A”に従い、2023 保険年度もメンバーに同担保を提供することを決議しました。

次に述べる新しい除外水域を除き、2023 保険年度における P&I 戦争危険特別担保の条件は、5 億米ドルの担保限度額と、一船舶一事故につき免責金額を 5 万米ドルとすることを含め、前保険年度と変更ありません。

しかし、5 億米ドルを限度とした P&I 戦争危険特別担保については、2023 保険年度は、12 海里以内の沿岸水域を含むすべてのロシア水域、および決議にて明確に定めるヨーロッパの特定水域を通過および/または寄港する船舶に対して、新たに除外水域条項が設定されたことにご注意ください。

決議案では、上記除外水域におけるリスクについて、代替策として 5 千万米ドルを限度としたカバーの提供が草案され、さらに再保険が手配できた場合には理事会がその限度額を上げるということになっていました。その後、この限度額は、理事会により 8 千万米ドルに引き上げられました。

これまでの保険年度と同様、P&I 戦争危険特別担保の対象となるのは、保険約款第 5 条 D 項に規定した加入船舶の適正価額（上限を 5 億米ドルとみなす金額）、あるいは船舶戦争保険者から回収可能な金額のいずれか高い金額を超過するクレームのみとしています。

戦争リスクに関する保証状あるいは保険証券に基づきクラブが支払った場合、メンバーは標準的な船舶戦争保険の船主責任特約の下で回収された、もしくは回収が可能な金額となる範囲で当クラブに補償することになります。

## 生化学兵器等クレームに対する担保

理事会はまた、「化学的・生物的・生化学的・電磁的兵器およびコンピューターウイルス」を除外する条項により、標準的な船主責任保険の戦争危険特別担保、およびクラブの P&I 戦争危険特別担保のいずれからも補償されない特定の P&I 戦争リスクに関して、生化学兵器等のリスクを制限付きで担保すると決議しました。

このカバーの補償範囲は、船員クレームと訴訟費用を含む損害軽減費用のみに限定しており、担保限度額は一船舶一事故につき総額 3 千万米ドルまでとしています。上記クレームは再保険の対象外ですが、国際グループ(IG)のプールにてシェアされます。

### 担保に関する通知 - 2015 年再承認法(TRIPRA)および 2019 年同再承認法(Public Law116-94, 133 Stat. 2534)により改正された 2002 年米国テロリズム危険保険法(TRIA)

米国テロリズム危険保険法(TRIA)を 2027 年 12 月 31 日まで 7 年間、再延長するための 2019 年テロリズム危険保険再承認法(Public Law116-94, 133 Stat. 2534) ("TRIPRA")が 2019 年 12 月 20 日に法制化されました。

理事会の決議に従い、メンバーに提供される P&I 戦争危険特別担保及び生化学兵器等追加担保のある部分は、2015 年及び 2019 年の再承認法(TRIPRA)により改正された 2002 年米国テロリズム危険保険法(以下同法)の要件に従って作成されており、同法第 102 条 1 項において定義され、同法第 103 条 c 項の要件を満たす「テロ行為」により生じた損失を担保します。

「テロ行為」と認められた事柄から生じた損失のてん補金は、連邦法で定めるプログラムに基づき合衆国政府から一部回収できます。本プログラムでは、西暦 2020 年以降、合衆国の支払う割合は、暦年ベースの当該年度において、補償を提供する保険者が、免責金額を差引いて支払ったテロリズム損失のてん補金の 80%と規定しています。

改正された同法も従来同様、政府の損害補償についてのトリガー(補償の適用条件)を規定しています。つまり、「テロ行為」と認められた事柄から生じた損害について、保険業界全体の総損失額が一定の金額、あるいはトリガー金額を超えなければ、保険会社は政府の損害補償を受けられません。西暦 2020 年から西暦 2027 年までのトリガー規定は 2 億米ドルです。また、この規定は、同再承認法の年間プログラム期間内に総保険損失額が 1,000 億米ドルを超えた場合、政府はこの超過額の支払い義務はなく、いかなる保険会社も、免責適用後のてん補額が 1,000 億米ドルを超える部分については責任を負わないとしています。

この「テロ行為」担保のために追加保険料はかかりませんが、1 加入トン当たり 0.25 セントの保険料が同法に従ったこの合衆国リスクに割り当てられていると見なされています。

以上

UKP&I クラブ 日本支店